

会 社 名 鬼怒川ゴム工業株式会社
 代表者名 取締役社長 関山 定男
 コード番号 5196 東証第1部
 問合せ先 常務取締役 三尾谷 淳
 電 話 043 - 259 - 3111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の第70回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除並びに一部字句の修正及び所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に係る規定とその有効期間について附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
第8条 (省 略)	第7条 (現行どおり)
(单元株式数及び单元未満株券の不発行) 第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。	(单元株式数) 第8条 (現行どおり)
当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	(削 除)
(单元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	(单元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. (省 略)	1. (現行どおり)
2. (省 略)	2. (現行どおり)
3. (省 略)	3. (現行どおり)
現 行 定 款	変 更 案

<p>第11条 (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第45条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年6月25日(木曜日)
平成21年6月25日(木曜日)

以 上